

秋田市公報

あきた

第1179号

令和5年02月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

告示

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第1号）	3
納期限変更通知書の公示送達について	納税課（第2号）	4
令和4年度第5期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第3号）	5
指定居宅介護支援事業者の指定について	介護保険課（第4号）	6
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第5号）	7
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第6号）	8
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第7号）	9
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第8号）	11
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和4年）の公示送達について	国保年金課（第9号）	12
令和4年度固定資産税納税通知書、令和4年度固定資産税（賦課）更正決定通知書および令和4年度固定資産税（土地・家屋）更正決定通知書の公示送達について	資産税課（第10号）	13
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第11号）	14
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第12号）	15
交付要求通知書の公示送達について	納税課（第13号）	16
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第14号）	17
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第15号）	18
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第16号）	19

指定した土地の区域の変更について	都市計画課（第17号）	20
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第18号）	21

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第1号）	22
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第2号）	23

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第1号）	24
----------------	---------------	----

公告

農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	25
賃貸借に係る公募型指名競争入札について	太平山自然学習センター	26
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	30
財政報告書の公表について	財政課	31

秋田市告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年1月4日

秋田市長 穂積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	指定年月日
259	池田薬局土崎店	秋田市土崎港北 二丁目17番16号	株式会社池田薬局 代表取締役 池田憲亮	令和5年 1月15日

秋田市告示第2号

次の納期限変更通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 不明
氏名 亡猪股万希夫相続財産
- 2 送達する書類
納期限変更通知書 1通

秋田市告示第3号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度第5期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

令和5年1月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
来楽株式会社	ケアプラン センターら いらっく	秋田市飯島松 根西町7番28 号	令和5年1月1日	居宅介護支 援
株式会社コ ンフィディ ンス	みるくてい ーケアプラ ンセンター	秋田市大住南 二丁目8番19 号	令和5年1月1日	居宅介護支 援

秋田市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和5年1月6日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の 年月日	サービスの 種類
有限会社 ケアポート 秋田	ケアポートか たりべ・くらぶ	秋田市山王沼田 町2番41号	令和4年 12月31日	通所介護
株式会社 創生事業 団	グッドタイム クラブ・秋田	秋田市外旭川字 堂ノ前174番地 1	令和4年 12月31日	地域密着型通 所介護
医療法人 久幸会	定期巡回・随時 対応型訪問セ ンター港北	秋田市土崎港北 七丁目1番17号	令和4年 12月31日	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護
社会福祉 法人友遊 会	定期巡回・随時 対応型訪問セ ンター千秋	秋田市千秋矢留 町6番25号	令和4年 12月31日	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護
来楽株式 会社	指定居宅介護 支援事業所ら いらっく	秋田市外旭川字 神田112番地	令和4年 12月31日	居宅介護支援

秋田市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年1月6日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
有限会社 ケアサー ビスおち あい	デイサービ スかんと う	秋田市檜山川口 境11番17号	令和5年1月1日	認知症対応 型通所介 護、介護予 防認知症対 応型通所介 護

秋田市告示第7号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年12月14日

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年1月11日から同年7月11日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第8号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第9号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第10号

次の納税通知書等は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書等は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受ける者の住所および氏名

納税義務者住所	納税義務者氏名
フィリピン共和国タギッグ市ウスサンバラン ガイサファイアビルディング ローズウッド ポイント・アカシアエステーツ515号室	マリージェーン タバオ キタガワ 外3名

2 送達する書類

令和4年度固定資産税納税通知書

令和4年度固定資産税（賦課）更正決定通知書

令和4年度固定資産税（土地・家屋）更正決定通知書

秋田市告示第11号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和5年1月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 あおぞら	あおぞらケ アプランセ ンター	秋田市大住南二丁 目8番19号	令和5年1月15日	居宅介護 支援

秋田市告示第13号

次の交付要求通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 不明
氏名 亡猪股万希夫相続財産
- 2 送達する書類
交付要求通知書 1通

秋田市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年1月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大部町内会
- 2 認可年月日
平成10年6月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
 - (1) 主たる事務所
変更前 秋田市河辺諸井字大部268番地
変更後 秋田市河辺諸井字大部272番地
 - (2) 代表者の氏名および住所
変更前 名古屋 昇
秋田市河辺諸井字大部268番地
変更後 田 口 真理子
秋田市河辺諸井字大部272番地
- 4 変更年月日
令和5年1月8日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年1月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
台町内会
- 2 認可年月日
平成9年2月12日
- 3 変更があった事項およびその内容
規約に定める目的
台町内会規約第5条を次のように改正する。
 - (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
 - (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
 - (3) 専門部活動に関する事。
 - (4) 防災、防犯等に関する事。
 - (5) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関する事。
 - (6) 会員の福祉厚生に関する事。
 - (7) 台町内会館の管理運営に関する事。
 - (8) 資産の管理運用に関する事。
 - (9) その他、目的を達するために必要な事。
- 4 変更年月日
令和4年12月27日（規約の変更認可日）
- 5 変更の理由
規約の変更による

秋田市告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年1月23日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 プロフェ クト・バラ ンス	訪問介護サ ービス太陽	秋田市高陽青柳 町9番20号	令和4年12月1日	訪問介護

秋田市告示第17号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和5年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市上新城中の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年1月31日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
260	調剤薬局ツルハドラ ッグ秋田山王店	秋田市山王五丁目 7番16号	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和5年 2月1日

秋田市教委告示第1号

令和5年1月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年1月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第2号

令和5年2月2日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年1月27日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第1号

令和5年1月18日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年1月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和4年度第10号）に関する件
- 3 令和5年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和5年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務名（業務内容については仕様書（省略）参照）

- ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借
- イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借
- ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 履行期間

- ア 北部地域は、令和5年5月15日から令和6年2月29日までとする。
- イ 中央地域は、令和5年5月17日から令和6年2月29日までとする。
- ウ 南部地域は、令和5年5月9日から令和6年2月29日までとする。

(4) 入札参加要件

- ア 北部地域は、大型3台以上および中型1台以上のバスを保有していること。
- イ 中央地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有していること。
- ウ 南部地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有して

いること。

エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。

カ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

キ 市税に滞納がある者ではないこと。

ク 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時

令和5年2月15日（水）午前10時

(2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 会議室

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から令和5年2月21日（火）まで

(5) 積算条件等

道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。

なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任意）すること。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和5年1月27日（金）から同年2月6日（月）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和5年1月1日以降に取り寄せたものであること。

なお、提出時は写しでも可とする。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

キ その他

（ア）入札参加要件「1の(4)アからエまで」の証明できる書類

（イ）送迎バスの車種および車内の分かる書類

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和5年2月9日（木）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年5月18日付け秋田市指令第3482号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年1月30日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市新屋前野町16番、17番、18番、21番3、21番4、21番5、21番6、30番2、31番1、32番、33番4および17番地先道水路

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市山手台一丁目1番1号

株式会社マスターピース

代表取締役 伊 藤 誠

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年1月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市の財政

令和5年1月

目 次

I 令和3年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況	2
(1) 一般会計	2
(2) 特別会計	6
2 住民負担の状況	7
3 財産の状況	8
4 地方債現在高の状況	9
5 公営企業の決算状況	10

II 令和4年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況	46
(1) 一般会計	46
(2) 特別会計	47
2 一時借入金の現在高	47
3 公営企業の経理の概況	48

I 令和3年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

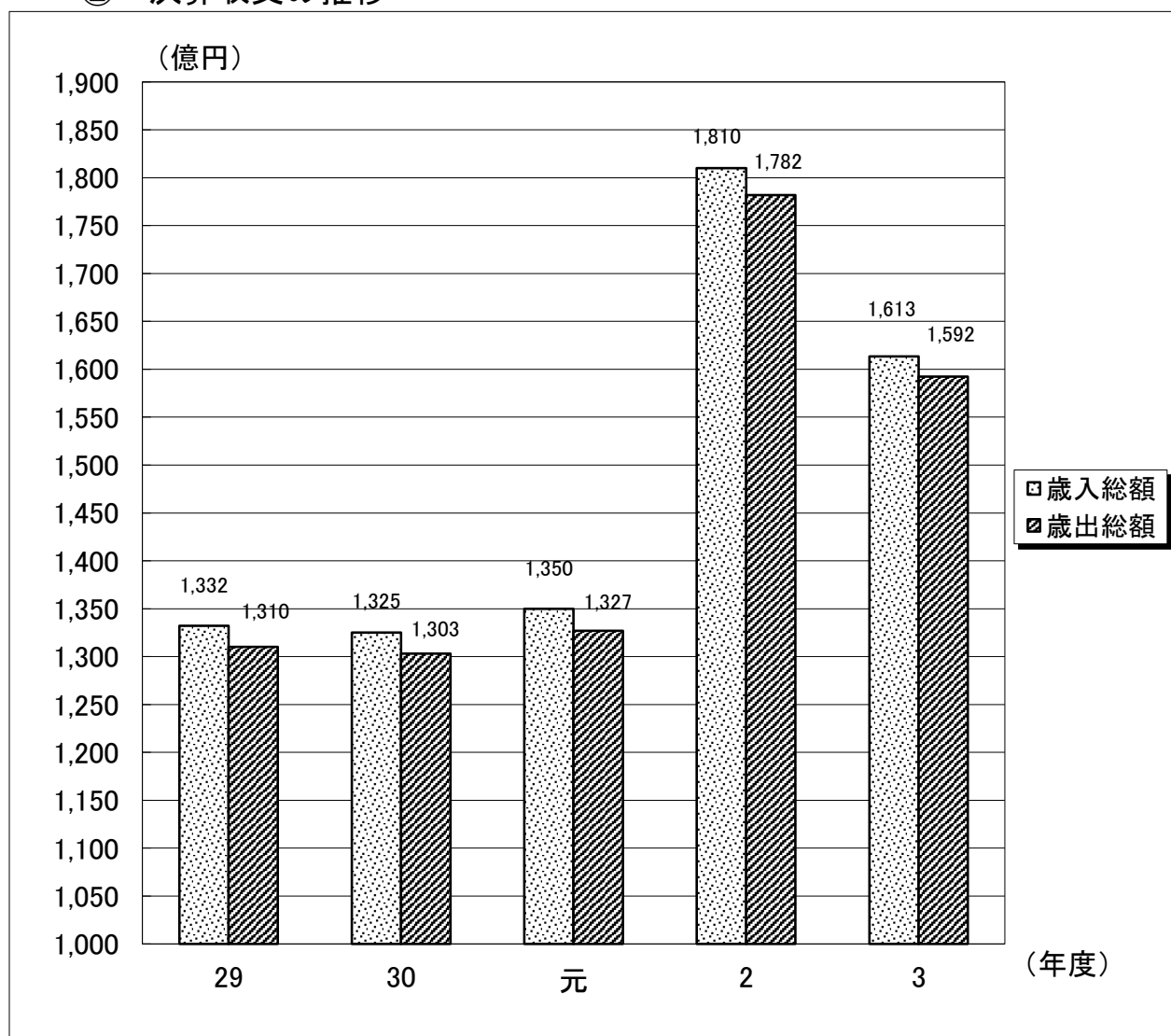
(1) 一般会計

① 決算収支の状況

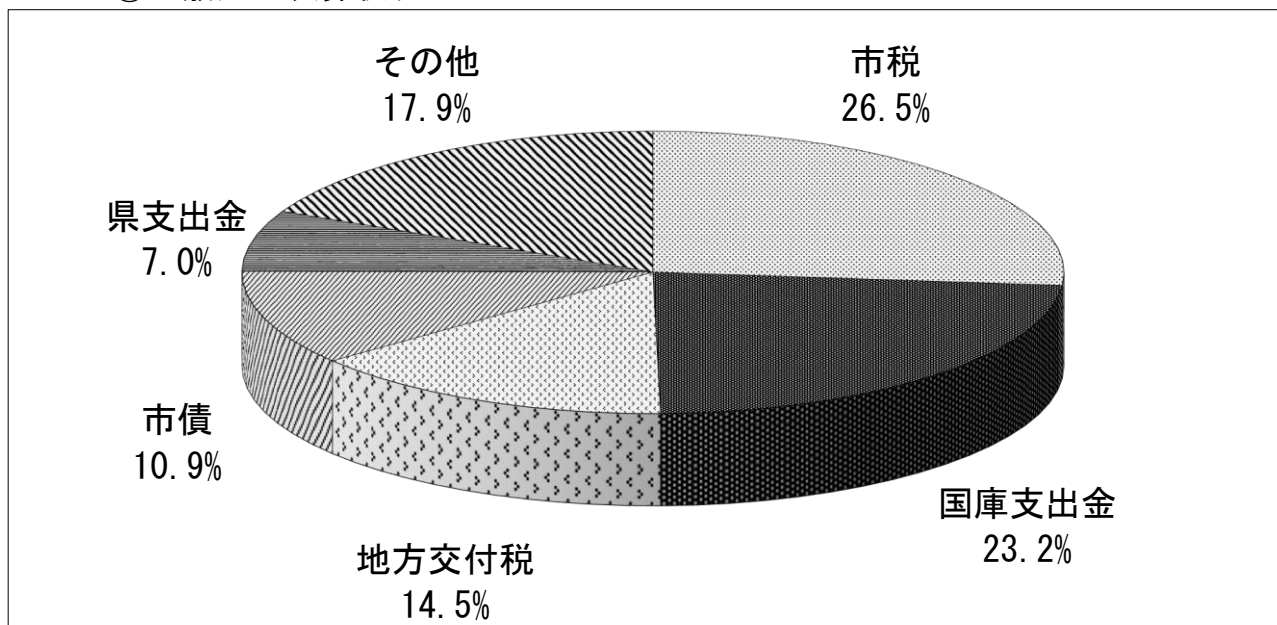
(単位：千円)

区分	令和3年度(A)	令和2年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳入総額	161,334,760	181,026,078	△ 19,691,318
歳出総額	159,236,846	178,248,867	△ 19,012,021
歳入歳出差引	2,097,914	2,777,211	△ 679,297
実質収支	1,487,385	1,424,810	62,575
単年度収支	62,575	153,607	△ 91,032
実質単年度収支	770,355	△ 385,570	1,155,925

② 決算収支の推移



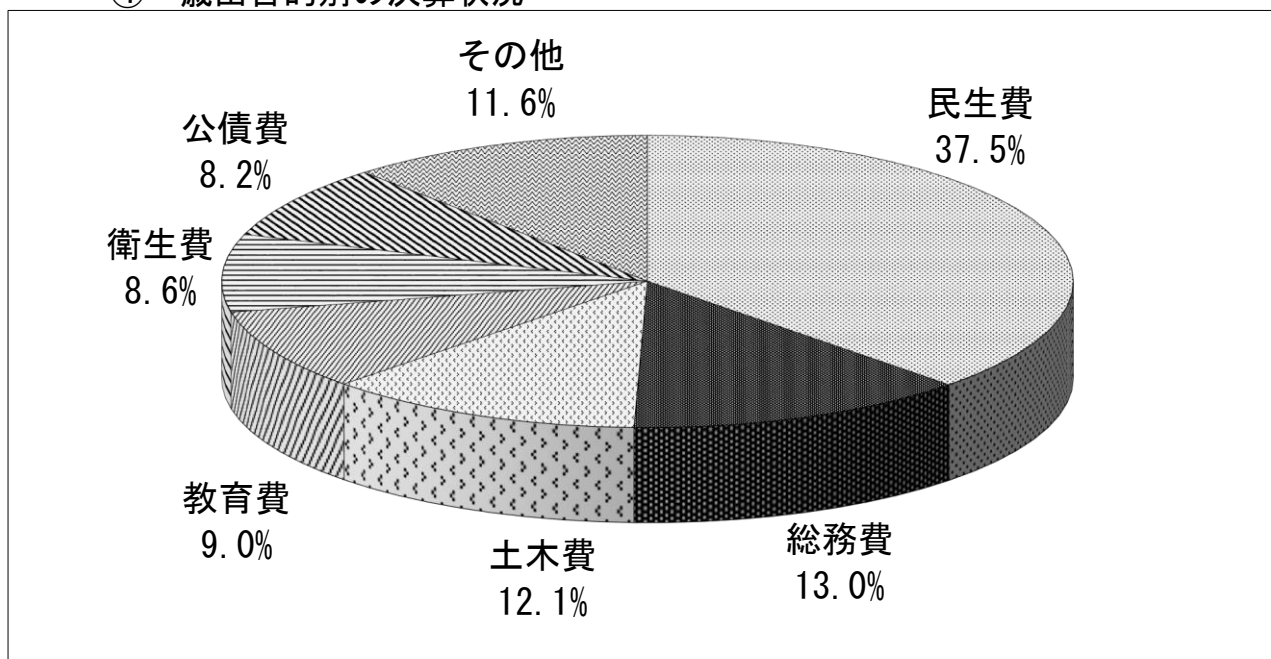
③ 歳入の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	42,810,036	26.5	42,661,734	23.6	148,302	0.3
地 方 譲 与 税	1,057,022	0.7	1,010,618	0.6	46,404	4.6
利 子 割 交 付 金	24,957	0.0	32,839	0.0	△ 7,882	△ 24.0
配 当 割 交 付 金	122,606	0.1	78,735	0.0	43,871	55.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	169,273	0.1	106,222	0.1	63,051	59.4
法 人 事 業 税 交 付 金	732,726	0.5	435,873	0.2	296,853	68.1
地 方 消 費 税 交 付 金	7,881,152	4.9	7,244,010	4.0	637,142	8.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,349	0.0	49,250	0.0	4,099	8.3
環 境 性 能 割 交 付 金	46,425	0.0	47,995	0.0	△ 1,570	△ 3.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,042	0.0	3,380	0.0	△ 338	△ 10.0
地 方 特 例 交 付 金	730,725	0.5	334,947	0.2	395,778	118.2
地 方 交 付 税	23,451,860	14.5	21,193,836	11.7	2,258,024	10.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	61,103	0.0	63,506	0.0	△ 2,403	△ 3.8
分 担 金 及 び 負 担 金	490,537	0.3	643,356	0.4	△ 152,819	△ 23.8
使 用 料 及 び 手 数 料	2,231,426	1.4	2,245,663	1.2	△ 14,237	△ 0.6
国 庫 支 出 金	37,373,732	23.2	61,404,672	33.9	△ 24,030,940	△ 39.1
県 支 出 金	11,292,299	7.0	9,537,853	5.3	1,754,446	18.4
財 産 収 入	488,474	0.3	236,653	0.1	251,821	106.4
寄 附 金	594,072	0.4	471,824	0.3	122,248	25.9
繰 入 金	3,197,903	2.0	4,046,775	2.2	△ 848,872	△ 21.0
繰 越 金	2,777,211	1.7	2,319,037	1.3	458,174	19.8
諸 収 入	8,096,430	5.0	9,217,671	5.1	△ 1,121,241	△ 12.2
市 債	17,648,400	10.9	17,639,629	9.8	8,771	0.0
合 計	161,334,760	100.0	181,026,078	100.0	△ 19,691,318	△ 10.9

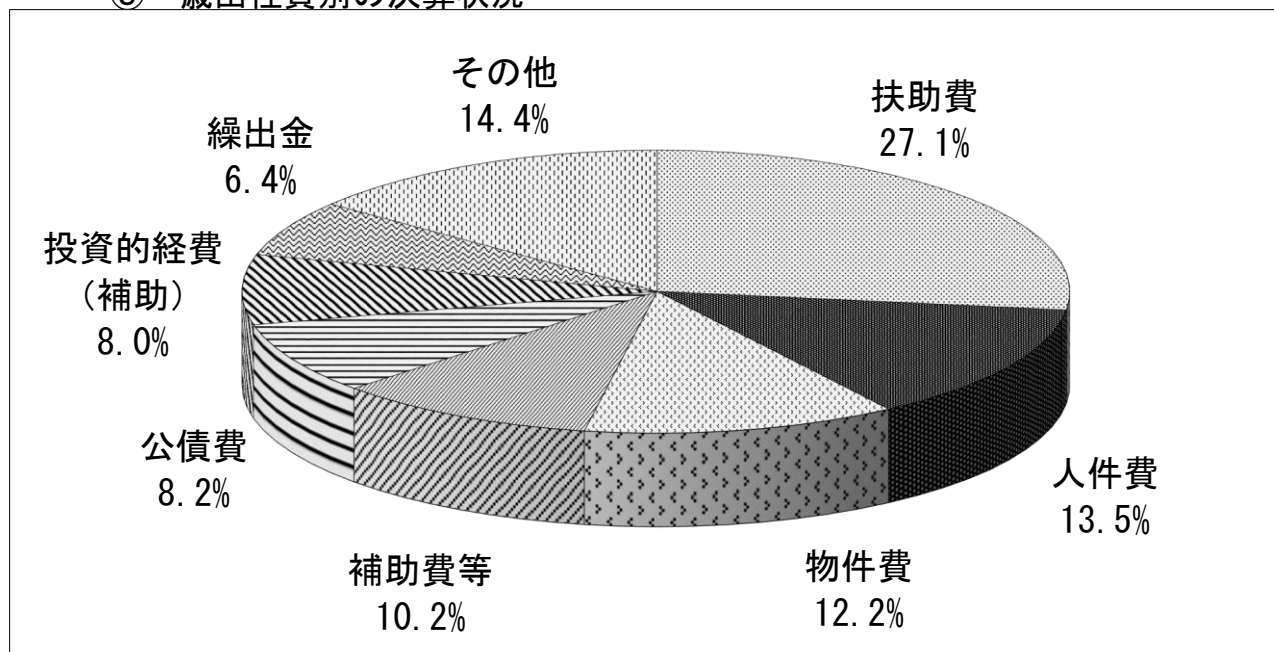
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議 会 費	637,803	0.4	643,453	0.4	△ 5,650	△ 0.9
総 務 費	20,658,050	13.0	50,290,902	28.2	△ 29,632,852	△ 58.9
民 生 費	59,681,108	37.5	52,243,760	29.3	7,437,348	14.2
衛 生 費	13,705,601	8.6	9,126,529	5.1	4,579,072	50.2
労 働 費	831,706	0.5	825,185	0.5	6,521	0.8
農 林 水 産 業 費	3,416,040	2.1	2,733,042	1.5	682,998	25.0
商 工 費	9,648,518	6.1	11,830,370	6.7	△ 2,181,852	△ 18.4
土 木 費	19,329,694	12.1	17,789,641	10.0	1,540,053	8.7
消 防 費	3,650,566	2.3	3,945,175	2.2	△ 294,609	△ 7.5
教 育 費	14,402,791	9.0	13,727,480	7.7	675,311	4.9
災 害 復 旧 費	265,530	0.2	1,641,453	0.9	△ 1,375,923	△ 83.8
公 債 費	13,009,439	8.2	13,451,877	7.5	△ 442,438	△ 3.3
諸 支 出 金	-	-	-	-	0	-
予 備 費	-	-	-	-	0	-
合 計	159,236,846	100.0	178,248,867	100.0	△ 19,012,021	△ 10.7

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	21,436,356	13.5	21,967,515	12.3	△ 531,159	△ 2.4
物 件 費	19,415,602	12.2	17,391,779	9.7	2,023,823	11.6
維 持 補 修 費	4,569,114	2.9	3,372,864	1.9	1,196,250	35.5
扶 助 費	43,181,594	27.1	35,619,044	20.0	7,562,550	21.2
補 助 費 等	16,304,204	10.2	45,640,089	25.6	△ 29,335,885	△ 64.3
消 費 的 経 費 計	104,906,870	65.9	123,991,291	69.5	△ 19,084,421	△ 15.4
補 助 事 業	12,792,860	8.0	11,161,554	6.3	1,631,306	14.6
単 独 事 業	6,579,933	4.1	6,260,246	3.5	319,687	5.1
県 営 事 業 負 担 金	534,158	0.4	519,496	0.3	14,662	2.8
受 託 事 業 費	-	-	-	-	0	-
災 害 復 旧 事 業	265,530	0.2	1,641,453	0.9	△ 1,375,923	△ 83.8
投 資 的 経 費 計	20,172,481	12.7	19,582,749	11.0	589,732	3.0
公 債 費	13,009,439	8.2	13,451,877	7.5	△ 442,438	△ 3.3
積 立 金	3,073,999	1.9	2,810,402	1.6	263,597	9.4
投 資 及 び 出 資 金	1,059,119	0.6	1,073,577	0.6	△ 14,458	△ 1.3
貸 付 金	6,866,125	4.3	6,883,317	3.9	△ 17,192	△ 0.2
繰 出 金	10,148,813	6.4	10,455,654	5.9	△ 306,841	△ 2.9
予 備 費	-	-	-	-	0	-
合 計	159,236,846	100.0	178,248,867	100.0	△ 19,012,021	△ 10.7

(2) 特別会計

(単位：千円)

会計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度への 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前年度 実質収支 (F)	単年度 収支 (E)-(F)
土地区画整理会計	3,059,500	2,742,175	317,325	-	317,325	366,272	△ 48,947
市有林会計	216,927	188,184	28,743	-	28,743	5,000	23,743
市営墓地会計	69,820	57,985	11,835	-	11,835	7,337	4,498
中央卸売市場会計	70,222	69,222	1,000	-	1,000	1,000	0
公設地方卸売市場会計	387,612	373,353	14,259	-	14,259	14,259	0
大森山動物園会計	501,312	489,140	12,172	12,171	1	21,001	△ 21,000
廃棄物発電会計	286,980	286,979	1	-	1	1	0
病院事業債管理会計	5,450,399	5,450,399	0	-	0	0	0
学校給食費計	1,302,534	1,301,794	740	-	740	513	227
国民健康保険 事業会計	30,701,959	30,009,339	692,620	-	692,620	268,244	424,376
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業会計	73,598	16,161	57,437	-	57,437	37,229	20,208
介護業 保険会計	32,476,820	31,452,415	1,024,405	-	1,024,405	884,244	140,161
後期高齢者医療 事業会計	3,913,464	3,859,221	54,243	2,263	51,980	44,372	7,608
合計	78,511,147	76,296,367	2,214,780	14,434	2,200,346	1,649,472	550,874

2 住民負担の状況

令和3年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	令 和 3 年 度(A)		令 和 2 年 度(B)		比較増減 (A) - (B)
	一人当たり 負 担 額	構成比	一人当たり 負 担 額	構成比	
市 税	141,956	94.0	140,181	93.7	1,775
市 民 税	64,003	42.4	62,476	41.7	1,527
個 人	51,147	33.9	51,251	34.2	△ 104
法 人	12,856	8.5	11,225	7.5	1,631
固 定 資 産 税	63,085	41.8	63,606	42.5	△ 521
固 定 資 産 税	62,410	41.3	62,929	42.0	△ 519
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	675	0.5	677	0.5	△ 2
軽 自 動 車 税	2,773	1.8	2,640	1.8	133
市 た ば こ 税	6,967	4.6	6,396	4.3	571
鉱 産 税	14	0.0	22	0.0	△ 8
入 湯 税	115	0.1	68	0.1	47
事 業 所 税	4,999	3.3	4,973	3.3	26
分 担 金 及 び 負 担 金	1,627	1.1	2,114	1.4	△ 487
使 用 料 及 び 手 数 料	7,399	4.9	7,379	4.9	20
合 計	150,982	100.0	149,674	100.0	1,308

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(令和4年3月31日現在 301,573人 令和3年3月31日現在 304,334人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
行政財産	10,817,815.99	4,715.19	10,822,531.18	1,087,479.84	△ 2,406.78	1,085,073.06
普通財産	32,163,914.87	7,336.63	32,171,251.50	21,271.59	△ 886.34	20,385.25
合 計	42,981,730.86	12,051.82	42,993,782.68	1,108,751.43	△ 3,293.12	1,105,458.31

山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
所有	10,173,757.88	12,967.15	10,186,725.03	716,300.00	27,573.00	743,873.00
分収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	35,626.00	730.00	36,356.00
合 計	17,175,607.88	12,967.15	17,188,575.03	751,926.00	28,303.00	780,229.00

物 権

(単位：㎡)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
地上権	80,289.61	△ 42.00	80,247.61

無体財産権

(単位：件)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
商標権	19	△ 8	11

有価証券

(単位：千円)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
株 券	394,574	△ 30,100	364,474

出資による権利

(単位：千円)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
出資証券	8,368,178	30,617	8,398,795
出捐金証書	1,082,771	-	1,082,771

4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会 計	元年度末現在高	2年度末現在高	3 年 度 中 増 減 額		3年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	134,638,540	139,458,771	17,648,400	12,449,630	144,657,541
市 有 林 会 計	1,353,139	1,270,993	-	93,102	1,177,891
中央卸売市場会計	36,053	34,247	-	1,828	32,419
公設地方卸売市場会計	533,159	558,791	-	49,799	508,992
大森山動物園会計	112,316	440,384	12,100	29,770	422,714
病院事業債管理会計	2,371,793	3,698,586	5,185,900	244,240	8,640,246
合 計	139,045,000	145,461,772	22,846,400	12,868,369	155,439,803

5 公営企業の決算状況

令和3年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,724,804,000	△ 12,703,000	—	7,712,101,000	—
第1項 営業収益	7,032,964,000	△ 26,795,000	—	7,006,169,000	—
第2項 営業外収益	691,838,000	△ 39,543,000	—	652,295,000	—
第3項 特別利益	2,000	53,635,000	—	53,637,000	—

支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 水道事業費用	7,097,577,000	△ 539,470,000	—	0	—	6,558,107,000	25,419,000
第1項 営業費用	6,715,287,000	△ 602,085,000	—	△ 76,549,000	—	6,036,653,000	25,419,000
第2項 営業外費用	377,390,000	57,918,000	—	76,549,000	—	511,857,000	—
第3項 特別損失	3,100,000	4,697,000	—	—	—	7,797,000	—
第4項 予 備 費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000	—

水道事業決算報告書

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,712,101,000	円 7,766,108,997	円 54,007,997	
—	7,006,169,000	7,037,107,382	30,938,382	(うち、消費税及び地方消費税相当分 630,016,920円)
—	652,295,000	667,222,764	14,927,764	(" 2,303,041円)
—	53,637,000	61,778,851	8,141,851	

額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	継続費通次繰越額		
円 —	円 6,583,526,000	円 6,432,649,850	円 43,272,000	円 9,000,000	円 52,272,000	円 98,604,150
—	6,062,072,000	5,915,936,584	43,272,000	9,000,000	52,272,000	93,863,416 (うち、消費税及び地方消費税相当分 230,442,906円)
—	511,857,000	511,854,869	—	—	—	2,131
—	7,797,000	4,858,397	—	—	—	2,938,603 (うち、消費税及び地方消費税相当分 904円)
—	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	2,169,086,000	△ 319,687,000	1,849,399,000	27,761,000
第1項 企業債	1,416,200,000	△ 4,600,000	1,411,600,000	—
第2項 出資金	78,691,000	97,000	78,788,000	—
第3項 補助金	105,666,000	△ 36,096,000	69,570,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	212,000	213,000	—
第5項 負担金及び寄附金	568,528,000	△ 279,300,000	289,228,000	27,761,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	5,325,703,000	△ 452,930,000	—	4,872,773,000	44,653,000	10,000,000
第1項 建設改良費	3,838,818,000	△ 462,298,000	—	3,376,520,000	44,653,000	10,000,000
第2項 企業債償還金	1,486,885,000	192,000	—	1,487,077,000	—	—
第3項 国庫補助金返還金	—	9,176,000	—	9,176,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,260,992,698円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 1,877,160,000	円 1,554,371,293	円 △ 322,788,707	
—	1,411,600,000	1,092,100,000	△ 319,500,000	翌年度繰越額 294,100,000円
—	78,788,000	78,788,000	0	
—	69,570,000	55,640,000	△ 13,930,000	
—	213,000	279,388	66,388	{うち、消費税及び地方消費税相当分 12,600円}
—	316,989,000	327,563,905	10,574,905	{ " 19,477,000円 } 翌年度繰越額 31,933,000円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 4,927,426,000	円 3,815,363,991	円 575,263,000	円 343,944,430	円 919,207,430	円 192,854,579	
3,431,173,000	2,319,112,923	575,263,000	343,944,430	919,207,430	192,852,647	{うち、消費税及び地方消費税相当分 195,980,644円}
1,487,077,000	1,487,075,935	—	—	—	1,065	
9,176,000	9,175,133	—	—	—	867	

収支調整額175,929,244円、減債積立金462,086,616円及び過年度分損益勘定留保資金1,622,976,838円で

令和3年度秋田市水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は137,149世帯、給水人口は302,215人で、前年度に比較しそれぞれ346世帯の増加、2,042人の増加となっております。また、普及率は99.7%、年間総配水量は34,842,496m³、一日最大配水量は104,470m³（3年7月19日）、施設能力に対する最大稼働率は53.0%となっております。

年間有収水量は31,997,170m³、有収率は91.8%となり前年度と比較し0.6ポイント増加しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、1,985,461千円の事業費をもって、土崎および上北手地区ほか総延長20,943.4mの配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では272,186千円の事業費をもって、清水木ポンプ場自家用発電機更新工事などを施工しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して0.3%の減となったものの、特別利益の増などにより、前年度比1.6%増の7,133,789千円となっております。

支出では、総係費の減などにより、前年度比1.8%減の5,984,813千円となっております。

この結果、1,148,976千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより料金収入が減少していく一方、施設の老朽化への対応や管路の耐震化等にかかる費用の増加が見込まれます。また、仁井田浄水場等整備事業は、これから本格化してきます。このような厳しさを増す経営状況の中、本市水道事業では、低廉で安全な水を安定的に供給していくため、限られた財源を経済的かつ効果的に活用し、適時適切な事業運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、その他営業収益の増などによる営業収益の増や、高利率の企業債の償還が進んでいることに伴う支払利息の減などにより、前年度比3.1ポイント増の118.3%となり、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す料金回収率について、給水収益は減となったものの、退職給付費などの人件費の減により費用が減となったことから、前年度比2.7ポイント増の115.0%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの経年化しており、当年度も前年度比1.0ポイント増の53.0%となっております。

単位 %

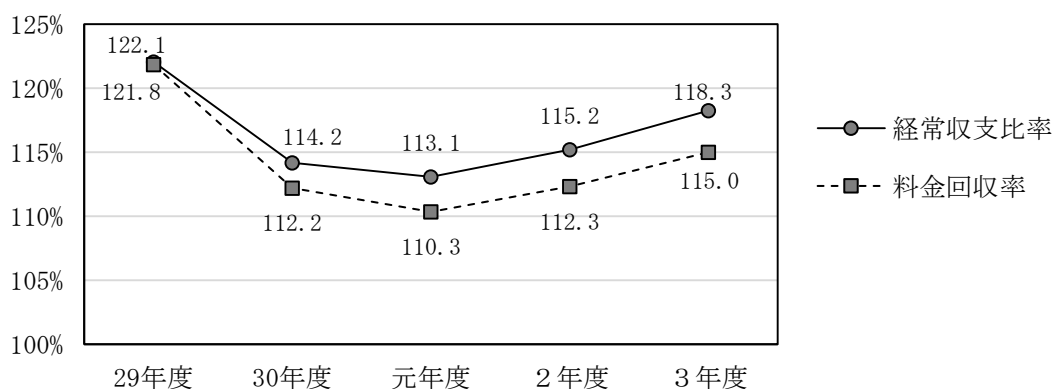
経営指標の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 経常収支比率	122.1	114.2	113.1	115.2	118.3
2 料金回収率	121.8	112.2	110.3	112.3	115.0
3 有形固定資産減価償却率	49.3	50.1	51.0	52.0	53.0

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

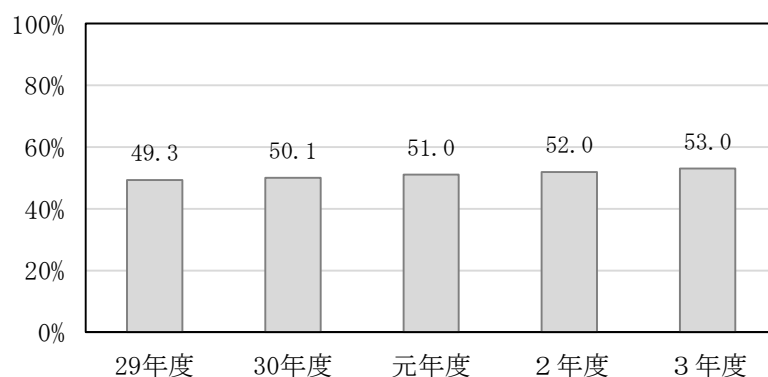
2 (給水収益)/(経常費用－受託工事費－長期前受金戻入)×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・料金回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 92号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	令和年月日 3. 5. 11	令和年月日 3. 5. 11
第 97号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	3. 6. 3	3. 6. 29
第123号	令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	3. 6. 3	3. 6. 29
第135号	令和2年度秋田市水道事業会計決算認定の件	3. 9. 2	3. 9. 29
第140号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	3. 11. 29	3. 11. 29
第141号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	3. 11. 29	3. 11. 29
第164号	令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	3. 11. 29	3. 12. 22
第 17号	令和4年度秋田市水道事業会計予算の件	4. 2. 14	4. 3. 22
第 31号	令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件	4. 2. 14	4. 3. 7

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和年月日 3. 7. 14	秋 田 県 知 事	令和3年度起債同意申請	令和年月日 同意 3. 8. 30

(5) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	会 計 年 度 任 用 職 員	計
1 人	24人	93人	11人	129人 (うち資本勘定支弁職員24人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 土崎地区（土崎港西一丁目線）ほか 1,059.9 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 配水管布設替 上北手地区（上北手猿田苗代沢線）ほか 18,800.9 m

(ロ) 配水幹線整備 山王地区（浜田豊岩連絡管）ほか 1,082.6 m

(ハ) 清水木ポンプ場自家用発電機更新工事ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 323 件

(ロ) メーター取替数 17,042 件

(ハ) 計画漏水防止 943.1 km

3 業 務

(1) 業 務 量

給 水 世 帯 数 137,149 世帯

給 水 人 口 302,215 人

年 間 総 配 水 量 34,842,496 m³

一 日 最 大 配 水 量 104,470 m³

一 日 平 均 配 水 量 95,459 m³

有 収 水 量 31,997,170 m³

有 収 率 91.8 %

送 配 水 管 総 延 長 1,976,132 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	6,407,090,462	5,742,050,887	665,039,575	89.6
	(7,037,107,382)	(6,307,577,916)	(729,529,466)	(89.6)
営業外収益	664,919,887	643,631,426	21,288,461	96.8
	(667,222,764)	(643,805,464)	(23,417,300)	(96.5)
特別利益	61,778,851	61,778,851	0	100.0
	(61,778,851)	(61,778,851)	0	(100.0)
合 計	7,133,789,200	6,447,461,164	686,328,036	90.4
	(7,766,108,997)	(7,013,162,231)	(752,946,766)	(90.3)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営業費用	5,685,493,678
	(5,915,936,584)
営業外費用	294,461,361
	(511,854,869)
特別損失	4,857,493
	(4,858,397)
合 計	5,984,812,532
	(6,432,649,850)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和年月日 3 . 6 . 8	大町六丁目線（県建設） 配水管移設工事	31,521,600 ^円	株式会社渡部工業
3 . 6 . 15	仁井田大野線ほか 配水管整備工事	29,483,300	イトウ管工有限会社
3 . 6 . 22	土崎港相染町浜ナン山線ほか 配水管整備工事	46,261,600	株式会社カミオ
3 . 6 . 25	新屋高美町線 配水管整備工事	76,972,500	株式会社渡部工業
3 . 6 . 25	広面糠塚線ほか 配水管整備工事	69,630,000	株式会社三和施設
3 . 6 . 25	川尻御休町線 配水管整備工事	68,314,400	山岡工業株式会社
3 . 6 . 25	河辺松淵中村線ほか 配水管整備工事	54,918,600	株式会社岡部建設工業
3 . 6 . 25	牛島東五丁目線 配水管整備工事	83,747,400	山岡工業株式会社
3 . 6 . 25	清水木ポンプ場 自家用発電機更新工事	53,130,000	日本電機興業株式会社
3 . 7 . 2	土崎環状線 配水管整備工事その15	95,564,700	清三屋施設工業株式会社
3 . 7 . 6	広面鍋沼線ほか 配水管整備工事	36,286,800	株式会社日景工業
3 . 7 . 6	保戸野原の町線ほか 配水管整備工事	29,673,600	株式会社協設
3 . 7 . 6	東通四丁目線ほか 配水管整備工事	43,940,600	株式会社渡部工業
3 . 7 . 6	広面川崎線ほか 配水管整備工事	30,529,400	株式会社カミオ
3 . 7 . 9	下北手松崎家ノ前線ほか 配水管整備工事	58,957,800	株式会社協設
3 . 7 . 9	雄和萱ヶ沢線 配水管整備工事	68,285,800	伊藤工業株式会社
3 . 7 . 9	八橋南一丁目線 配水管整備工事	124,300,000	山岡工業株式会社
3 . 7 . 13	仁井田本町五丁目線 配水管整備工事	41,395,200	株式会社北勢工業
3 . 7 . 16	上北手猿田苗代沢線 配水管整備工事	80,601,400	山二施設工業株式会社
3 . 7 . 16	雄和芝野新田寺沢線 配水管整備工事	85,574,500	株式会社足利工務店
3 . 7 . 16	浜田豊岩連絡管 配水管整備工事その3	350,665,700	山岡・渡部・清三屋特定建設工事共同企業体
3 . 7 . 20	手形山配水場 建物改修工事	32,751,400	奥羽住宅産業株式会社
3 . 7 . 20	豊岩浄水場北側沈澱池 汚泥掻寄機改修工事	32,340,000	秋田東北商事株式会社
3 . 7 . 21	御野場六丁目線 配水管整備工事	67,114,300	株式会社日東施設工業所
3 . 7 . 21	雄和椿川堤根線ほか 配水管整備工事	70,042,500	高進設備株式会社

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和年月日 3.7.27	御所野元町四丁目線ほか 配水管整備工事	34,509,200 ^円	株式会社あたご
3.7.27	ポンプ場 機械設備更新工事	27,097,400	三光テクノ株式会社
3.8.6	豊岩浄水場 汚泥貯留タンク更新工事	52,778,000	山岡工業株式会社
3.8.6	豊岩豊巻中島線 配水管整備工事	94,590,100	株式会社北勢工業
3.8.6	外旭川大谷地線ほか 配水管整備工事	60,803,600	株式会社佐藤設備工業
3.8.10	土崎港西一丁目線ほか 配水管整備工事	27,391,100	M・Tコンサルティング株式会社
3.8.31	俄沢配水場ほか 建物改修工事	23,615,900	明和ハウス工業株式会社
3.9.17	手形山送水管整備工事	1,298,000,000	フジタ・むつみ造園・岡部建設工事共同企業体
3.9.28	駅東北ブロックほか 測定局流量計設置工事	38,533,000	秋田電機建設株式会社
3.10.5	雄和妙法線（県建設） 送配水管移設工事	39,817,800	秋田東北商事株式会社
3.10.26	秋田南大橋 添架管重防食塗装工事	24,640,000	北日本防食株式会社
4.2.8	外旭川小谷地線 配水管整備工事	28,600,000	日管設備工業株式会社
4.2.8	向浜一丁目線 配水管整備工事	36,762,000	株式会社協設
4.2.10	御野場八丁目線 配水管整備工事	79,398,000	株式会社北勢工業
4.2.15	手形山中町線 配水管整備工事	42,735,000	株式会社カミオ
4.2.18	上北手猿田館ノ下線 配水管整備工事	49,610,000	株式会社三和施設
4.2.18	下新城長岡外脇線ほか 配水管整備工事	88,462,000	株式会社佐藤設備工業
4.2.18	新屋比内町線ほか 配水管整備工事	71,445,000	株式会社渡部工業
4.2.18	茨島六丁目線 配水管整備工事	52,316,000	株式会社日東施設工業所
4.2.18	下北手松崎大巻線ほか 配水管整備工事	71,643,000	株式会社足利工務店
4.2.22	寺内神屋敷線 配水管整備工事	26,543,000	株式会社日景工業
4.2.22	土崎環状線 配水管整備工事その16	47,135,000	株式会社加賀屋組
4.2.22	外旭川八柳一丁目線ほか 配水管整備工事	42,103,600	高進設備株式会社
4.2.24	檜山川口境線 配水管整備工事	92,290,000	山岡工業株式会社

(2) 企業債及び一時借入金の概況
(i) 企業債未償還額 22,645,824,927円
(ii) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項
該当事項なし

5 附 帯 事 項
該当事項なし

6 そ の 他
(1) 他会計補助金等の使途について

項 目	金 額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充 当 先	金 額	充 当 先	金 額
他会計補助金	19,291,000 ^円			支払利息	14,405,000 ^円
				児童手当	4,886,000
受託工事収益	89,499,567	委託料、工事 請負費	89,499,567		
負担金	113,316,905	工事請負費	113,316,905		
合 計	222,107,472		202,816,472		19,291,000

令和3年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	10,568,043,000	128,942,000	—	10,696,985,000	3,712,000
第1項 営業収益	7,309,321,000	159,875,000	—	7,469,196,000	—
第2項 営業外収益	3,258,720,000	△ 30,949,000	—	3,227,771,000	3,712,000
第3項 特別利益	2,000	16,000	—	18,000	—

支 出

区 分	予 算						地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	
第1款 下水道事業費用	10,327,201,000	△ 153,259,000	—	—	—	10,173,942,000	8,426,000
第1項 営業費用	9,405,574,000	△ 113,064,000	—	—	—	9,292,510,000	8,426,000
第2項 営業外費用	917,576,000	△ 40,217,000	—	—	—	877,359,000	—
第3項 特別損失	1,501,000	22,000	—	—	—	1,523,000	—
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000	—

下水道事業決算報告書

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合計			
円 —	円 10,700,697,000	円 10,648,058,869	円 △ 52,638,131	
—	7,469,196,000	7,412,241,959	△ 56,954,041	(うち、消費税及び地方消費税相当分 485,295,117円)
—	3,231,483,000	3,234,186,110	2,703,110	(") 21,082円)
—	18,000	1,630,800	1,612,800	(") 9,225円)

額		決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
継続費通 次繰越額	合計		地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合計		
円 49,758,800	円 10,232,126,800	円 10,020,622,654	円 —	円 —	円 —	円 211,504,146	
49,758,800	9,350,694,800	9,285,530,254	—	—	—	65,164,546	(うち、消費税及び地方消費税相当分 312,918,169円)
—	877,359,000	734,992,930	—	—	—	142,366,070	
—	1,523,000	99,470	—	—	—	1,423,530	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,252円)
—	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	5,885,483,000	△ 429,352,000	5,456,131,000	2,006,846,000
第1項 企業債	3,783,800,000	△ 350,300,000	3,433,500,000	1,370,300,000
第2項 出資金	876,194,000	209,000	876,403,000	—
第3項 補助金	1,139,500,000	△ 51,425,000	1,088,075,000	634,159,000
第4項 負担金	85,988,000	△ 27,938,000	58,050,000	2,387,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	102,000	103,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資本的支出	9,675,000,000	△ 250,424,000	—	9,424,576,000	2,375,534,000	—
第1項 建設改良費	4,134,364,000	△ 250,846,000	—	3,883,518,000	2,375,534,000	—
第2項 企業債償還金	5,540,636,000	422,000	—	5,541,058,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,087,034,330円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的当年度分損益勘定留保資金1,158,425,910円で補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,462,977,000	円 5,640,421,778	円 △ 1,822,555,222	
—	4,803,800,000	3,520,200,000	△ 1,283,600,000	翌年度繰越額 1,270,000,000円
—	876,403,000	876,403,000	0	
—	1,722,234,000	1,196,199,555	△ 526,034,445	翌年度繰越額 525,420,000円
—	60,437,000	47,516,070	△ 12,920,930	〃 36,145,000円
—	103,000	103,153	153	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 9,378円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 11,800,110,000	円 9,727,456,108	円 1,999,597,000	円 —	円 1,999,597,000	円 73,056,892	
6,259,052,000	4,186,400,226	1,999,597,000	—	1,999,597,000	73,054,774	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 360,991,401円
5,541,058,000	5,541,055,882	—	—	—	2,118	

収支調整額248,562,934円、減債積立金368,125,592円、過年度分損益勘定留保資金2,311,919,894円及び

令和3年度秋田市下水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めております。年度末における処理区域内面積は6,065haとなり、前年度と比較して57ha増加、処理区域内人口は285,559人で、前年度と比較して702人減少しております。この結果、下水道普及率は94.7%となっております。

また、年間総処理水量は33,311,901 m^3 となり、前年度と比較して1,389,993 m^3 減少しております。このうち、年間有収水量は27,939,411 m^3 で、前年度と比較して75,610 m^3 減少しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業は、3,275,207千円の事業費をもって、浸水対策として土崎や新屋地区などで雨水管などを整備したほか、下浜地区や市内各地域で汚水管の面整備などを行い、総延長4,645.7mの管渠を布設しております。さらに川尻、八橋地区などにおいて老朽管の改築など4,221.7mを実施しております。

ポンプ場建設事業は、66,921千円の事業費をもって、八橋汚水中継ポンプ場No.1,2雨水沈澱池搔寄機更新工事などを実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、338,158千円の事業費をもって、豊岩、外旭川および雄和戸賀沢地区などに汚水管4,386.1mを布設しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して0.1%の減となったほか長期前受金戻入の減などにより、前年度比1.5%減の10,146,952千円となっております。

支出では、資産減耗費などの減により、前年度比1.6%減の9,768,079千円となっております。

この結果、378,873千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入が減少していく一方、施設の老朽化への対応や浸水対策などにかかる費用の増加が見込まれます。このような厳しさを増す経営状況の中、本市下水道事業では、包括的民間委託の導入や施設の長寿命化による維持管理費の削減など、より一層の効果的な事業執行により、信頼される下水道サービスの提供に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、資産減耗費の減などにより営業損失が縮小するとともに、高利率の企業債の償還が進んでいることに伴う支払利息の減などにより、前年度比0.1ポイント増の103.9%となり、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率は、秋田県に支払う流域下水道費等の営業費用が増となったことから、前年度比1.5ポイント減の113.7%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料等で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの老朽化が進んでおり、当年度も前年度比1.6ポイント増の37.8%となっております。

単位 %

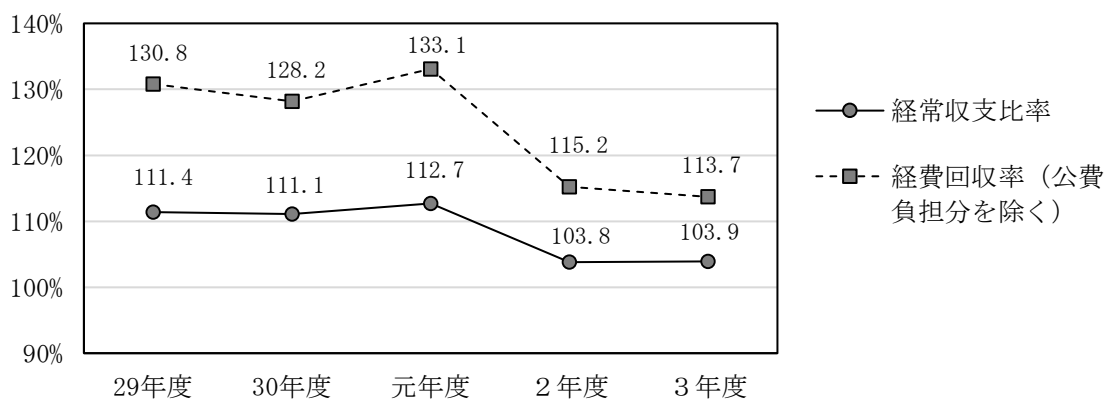
経営指標の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 経常収支比率	111.4	111.1	112.7	103.8	103.9
2 経費回収率（公費負担分を除く）	130.8	128.2	133.1	115.2	113.7
3 有形固定資産減価償却率	32.0	33.5	35.3	36.2	37.8

注1 $(\text{経常収益}) / (\text{経常費用}) \times 100$

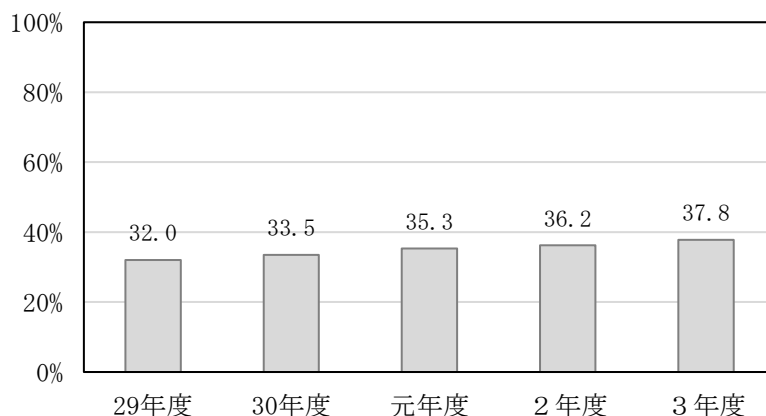
2 $(\text{下水道使用料}) / (\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}) \times 100$

3 $(\text{有形固定資産減価償却累計額}) / (\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}) \times 100$

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 92号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	令和年月日 3. 5. 11	令和年月日 3. 5. 11
第 97号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	3. 6. 3	3. 6. 29
第136号	令和2年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	3. 9. 2	3. 9. 29
第140号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	3. 11. 29	3. 11. 29
第141号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	3. 11. 29	3. 11. 29
第165号	令和3年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)の件	3. 11. 29	3. 12. 22
第 18号	令和4年度秋田市下水道事業会計予算の件	4. 2. 14	4. 3. 22
第 32号	令和3年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)の件	4. 2. 14	4. 3. 7
第 45号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	4. 2. 14	4. 3. 22
第 46号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	4. 2. 14	4. 3. 22

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和年月日			令和年月日
3. 7. 14	秋 田 県 知 事	令和3年度起債同意申請	同意 3. 8. 30
3. 10. 14	秋 田 県 知 事	令和3年度起債同意申請	同意 3. 11. 29
4. 2. 14	秋 田 県 知 事	令和3年度起債同意申請	同意 4. 3. 22

(5) 職員に関する事項

事務職員 主 事	技術職員 技 師	会計年度 任用職員	計
20人	48人	6人	74人 (うち資本勘定支弁職員25人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

- (イ) 処理区域に豊岩石田坂、豊岩豊巻および豊岩小山の農業集落排水処理区域を編入した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設 土崎、新屋、下浜地区ほか 4,645.7 m

特定環境保全公共下水道事業

(ロ) 管渠布設 豊岩、外旭川、雄和戸賀沢地区ほか 4,386.1 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠改築等 川尻、八橋地区ほか 4,221.7 m

(ロ) 八橋汚水中継ポンプ場No.1、2雨水沈澱池搔寄機更新工事ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕 507 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	計
排 水 戸 数	122,255 戸	1,345 戸	123,600 戸
処 理 区 域 内 人 口	280,601 人	4,958 人	285,559 人
年 間 総 処 理 水 量	32,936,522 m ³	375,379 m ³	33,311,901 m ³
一 日 平 均 処 理 水 量	90,237 m ³	1,028 m ³	91,265 m ³
有 収 水 量	27,585,955 m ³	353,456 m ³	27,939,411 m ³
有 収 率	83.8 %	94.2 %	83.9 %
管 渠 布 設 総 延 長	1,547,353 m	92,289 m	1,639,642 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	6,926,946,842	6,457,615,973	469,330,869	93.2
	(7,412,241,959)	(6,896,021,810)	(516,220,149)	(93.0)
営 業 外 収 益	3,218,383,503	3,218,379,147	4,356	99.9
	(3,234,186,110)	(3,218,399,715)	(15,786,395)	(99.5)
特 別 利 益	1,621,575	1,554,615	66,960	95.9
	(1,630,800)	(1,558,064)	(72,736)	(95.5)
合 計	10,146,951,920	9,677,549,735	469,402,185	95.4
	(10,648,058,869)	(10,115,979,589)	(532,079,280)	(95.0)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	8,972,612,085
	(9,285,530,254)
営 業 外 費 用	795,373,336
	(734,992,930)
特 別 損 失	93,218
	(99,470)
合 計	9,768,078,639
	(10,020,622,654)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和年月日 3 . 6 . 8	下水道長寿命化工事 南通みその町地内ほか	41,949,600 ^円	株式会社石黒建設工業
3 . 6 . 15	公共下水道築造工事 浜田字後谷地地内ほか	30,558,000	藤重建設株式会社
3 . 6 . 18	下水道長寿命化工事 川尻総社町地内ほか	87,021,000	豊興産株式会社
3 . 6 . 22	下水道長寿命化工事 八橋運動公園地内	47,792,800	加藤建設株式会社
3 . 6 . 25	下水道長寿命化工事 中通七丁目地内	94,821,100	株式会社三勇建設
3 . 6 . 29	公共下水道築造工事に伴うマンホールポンプ設備工事 雄和戸賀沢字金山沢地内ほか	42,230,100	山岡工業株式会社
3 . 7 . 9	下水道長寿命化工事 檜山南中町地内ほか	89,382,700	株式会社石黒建設工業
3 . 8 . 6	公共下水道築造工事 手形字十七流地内	64,682,200	中央土建株式会社
3 . 8 . 6	下水道長寿命化工事 山王三丁目地内ほか	85,800,000	山岡工業株式会社
3 . 8 . 6	下水道長寿命化工事 山王一丁目地内	54,824,000	工藤建設株式会社
3 . 8 . 24	下水道長寿命化工事 川元開和町地内ほか	37,840,000	株式会社U I コムテック
3 . 9 . 10	新屋汚水中継ポンプ場自家発電設備更新工事 新屋元町1番2号	185,680,000	秋田電機建設株式会社
3 . 9 . 28	下水道管渠移設工事 雄和妙法字上大部地内ほか	38,907,000	豊興産株式会社
3 . 10 . 15	公共下水道雄物川左岸3号幹線築造工事 新屋高美町地内ほか	209,000,000	住建・豊島建設工事共同企業体
3 . 10 . 15	下水道長寿命化工事 手形休下町地内ほか	66,220,000	株式会社佐原組
3 . 10 . 22	公共下水道築造工事 桜四丁目地内	45,992,100	豊島建設株式会社
3 . 11 . 12	下水道長寿命化工事 川元小川町地内	139,150,000	株式会社英明工務店
3 . 11 . 19	公共下水道築造工事 下浜羽川字下山地内ほか	84,480,000	第一建設工業株式会社秋田支店
3 . 11 . 19	下水道長寿命化工事 高陽幸町地内ほか	139,657,100	株式会社三勇建設
3 . 11 . 19	公共下水道築造工事 飯島字前田表地内ほか	69,300,000	株式会社加賀屋組
4 . 2 . 18	公共下水道築造工事 手形字十七流地内	60,008,000	株式会社中山組
4 . 2 . 18	下水道長寿命化工事 川尻町字大川反地内ほか	141,900,000	山岡工業株式会社

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和年月日 4.2.22	下水道長寿命化工事 川尻若葉町地内ほか	33,880,000 ^円	株式会社佐原組
4.2.22	公共下水道築造工事 下新城長岡字前谷地地内ほか	39,958,600	株式会社ヤマリ
4.2.24	下水道長寿命化工事 土崎港中央一丁目地内ほか	146,300,000	豊興産株式会社
4.2.24	下水道長寿命化工事 茨島一丁目地内ほか	89,100,000	株式会社伊藤組
4.2.24	下水道管渠移設工事 雄和平沢字野沢地内ほか	61,600,000	伊藤工業株式会社

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 62,114,967,469円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附帯事項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の用途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	2,069,554,000 ^円	委託料、修繕費等	630,919,470 ^円	給料、手当等	266,053,530 ^円
				減価償却費	938,727,000
				支払利息	233,854,000
その他営業収益	10,600	委託料等	6,220	給料、手当等	4,380
他会計補助金	1,173,406,000	動力費等	443,000	手当等	4,006,000
				減価償却費	873,981,000
				支払利息	294,976,000
補助金 (収益的収入分)	31,663,000	委託料	31,163,000	補助金	500,000
雑収益	2,245,918	修繕費等	1,317,984	給料、手当等	927,934
補助金 (資本的収入分)	1,196,199,555	委託料、工事請負費	1,188,370,362	補償費	7,829,193
負担金	47,516,070	工事請負費	47,516,070		
合計	4,520,595,143		1,899,736,106		2,620,859,037

令和3年度秋田市農業

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	699,719,000 ^円	△ 36,023,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	121,209,000	△ 75,000	—
第2項 営業外収益	578,509,000	△ 46,061,000	—
第3項 特別利益	1,000	10,113,000	—
第2款 個別排水処理事業収益	33,824,000	△ 178,000	—
第1項 営業収益	8,597,000	△ 130,000	—
第2項 営業外収益	25,225,000	△ 48,000	—
第3項 特別利益	2,000	—	—
合 計	733,543,000	△ 36,201,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 農業集落排水事業費用	697,543,000 ^円	△ 36,058,000 ^円	— ^円	0 ^円	— ^円	661,485,000 ^円
第1項 営業費用	648,673,000	△ 35,567,000	—	△ 1,253,000	—	611,853,000
第2項 営業外費用	48,320,000	△ 630,000	—	1,253,000	—	48,943,000
第3項 特別損失	50,000	139,000	—	—	—	189,000
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理事業費用	34,562,000	△ 168,000	—	—	—	34,394,000
第1項 営業費用	32,704,000	△ 154,000	—	—	—	32,550,000
第2項 営業外費用	1,756,000	△ 14,000	—	—	—	1,742,000
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	732,105,000	△ 36,226,000	—	0	—	695,879,000

集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
663,696,000 ^円	661,667,961 ^円	△ 2,028,039 ^円	
121,134,000	120,674,772	△ 459,228	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,877,467円)
532,448,000	530,879,558	△ 1,568,442	
10,114,000	10,113,631	△ 369	
33,646,000	33,642,849	△ 3,151	
8,467,000	8,464,950	△ 2,050	(うち、消費税及び地方消費税相当分 768,749円)
25,177,000	25,177,899	899	
2,000	—	△ 2,000	
697,342,000	695,310,810	△ 2,031,190	

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
— ^円	661,485,000 ^円	641,103,141 ^円	— ^円	20,381,859 ^円	
—	611,853,000	592,523,060	—	19,329,940	(うち、消費税及び地方消費税相当分 17,288,352円)
—	48,943,000	48,441,601	—	501,399	
—	189,000	138,480	—	50,520	
—	500,000	—	—	500,000	
—	34,394,000	32,013,047	—	2,380,953	
—	32,550,000	30,272,378	—	2,277,622	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,327,208円)
—	1,742,000	1,740,669	—	1,331	
—	2,000	—	—	2,000	
—	100,000	—	—	100,000	
—	695,879,000	673,116,188	—	22,762,812	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業 資本的収入	189,031,000	△ 75,381,000	113,650,000	—
第1項 企業債	7,200,000	△ 500,000	6,700,000	—
第2項 出資金	117,669,000	△ 21,008,000	96,661,000	—
第3項 補助金	1,300,000	—	1,300,000	—
第4項 負担金	61,200,000	△ 53,910,000	7,290,000	—
第5項 基金繰入金	1,662,000	—	1,662,000	—
第6項 固定資産売却代金	—	37,000	37,000	—
第2款 個別排水処理事業 資本的収入	18,627,000	△ 7,789,000	10,838,000	—
第1項 企業債	5,400,000	△ 3,300,000	2,100,000	—
第2項 出資金	11,300,000	△ 3,272,000	8,028,000	—
第3項 補助金	1,442,000	△ 908,000	534,000	—
第4項 負担金	485,000	△ 309,000	176,000	—
合 計	207,658,000	△ 83,170,000	124,488,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 農業集落排水事業 資本的支出	408,616,000	△ 75,580,000	—	333,036,000	—	—
第1項 建設改良費	111,419,000	△ 75,580,000	—	35,839,000	—	—
第2項 企業債償還金	297,196,000	—	—	297,196,000	—	—
第3項 投資	1,000	—	—	1,000	—	—
第2款 個別排水処理事業 資本的支出	25,918,000	△ 7,795,000	—	18,123,000	—	—
第1項 建設改良費	17,095,000	△ 7,795,000	—	9,300,000	—	—
第2項 企業債償還金	8,823,000	—	—	8,823,000	—	—
合 計	434,534,000	△ 83,375,000	—	351,159,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額223,655,430円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 113,650,000	円 109,685,322	円 △ 3,964,678	
—	6,700,000	6,300,000	△ 400,000	
—	96,661,000	93,095,000	△ 3,566,000	
—	1,300,000	1,300,000	0	
—	7,290,000	7,290,440	440	
—	1,662,000	1,662,000	0	
—	37,000	37,882	882	
—	10,838,000	7,833,000	△ 3,005,000	
—	2,100,000	—	△ 2,100,000	翌年度繰越額 1,700,000円
—	8,028,000	7,833,000	△ 195,000	
—	534,000	—	△ 534,000	翌年度繰越額 532,000円
—	176,000	—	△ 176,000	翌年度繰越額 176,000円
—	124,488,000	117,518,322	△ 6,969,678	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 333,036,000	円 326,195,489	円 —	円 —	円 —	円 6,840,511	
35,839,000	28,998,706	—	—	—	6,840,294	(うち、消費税及び地方消費税相当分 2,341,934円)
297,196,000	297,195,783	—	—	—	217	
1,000	1,000	—	—	—	0	
18,123,000	14,978,263	2,661,000	—	2,661,000	483,737	
9,300,000	6,156,070	2,661,000	—	2,661,000	482,930	(うち、消費税及び地方消費税相当分 395円)
8,823,000	8,822,193	—	—	—	807	
351,159,000	341,173,752	2,661,000	—	2,661,000	7,324,248	

調整額1,561,380円、減債積立金18,574,955円及び過年度分損益勘定留保資金203,519,095円で補てんした。

令和3年度秋田市農業集落排水事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、または汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めております。年度末における処理区域内面積は562haであり、前年度と比較して63ha減少し、処理区域内人口は7,661人で、前年度と比較して1,495人減少しております。この結果、普及率は2.5%となっております。

また、年間総処理水量は、875,220 m^3 となり、前年度と比較して136,112 m^3 減少しております。このうち、年間有収水量は、707,310 m^3 で、前年度と比較して69,197 m^3 減少しております。

(ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、28,999千円の事業費をもって、国が施工する雄物川洪水対策工事の支障となる管渠移設工事や、上新城小又字熊入沢地内ほかにおいて、老朽化したポンプ設備の更新工事などを実施しております。

(ハ) 財政状況

収入では、長期前受金戻入の減などにより、前年度比6.7%減の683,664千円となっております。

支出では、減価償却費の減などにより、前年度比7.1%減の663,031千円となっております。

この結果、20,633千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入の減少が見込まれます。このため、農業集落排水処理施設については、汚水処理効率などを検討の上、隣接する処理区との統合や公共下水道への接続を実施し、効率的な運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、一般会計からの繰入金の減などにより、前年度比1.0ポイント減の101.6%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料等で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率は、一部の処理区を公共下水道へ接続したことに伴う使用料の減少から、前年度比3.9ポイント減の38.3%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率について、当該事業では施設の統廃合スケジュールに基づいて、更新の規模を最小限に留めていることから、前年度比1.5ポイント増の37.8%となっております。

単位 %

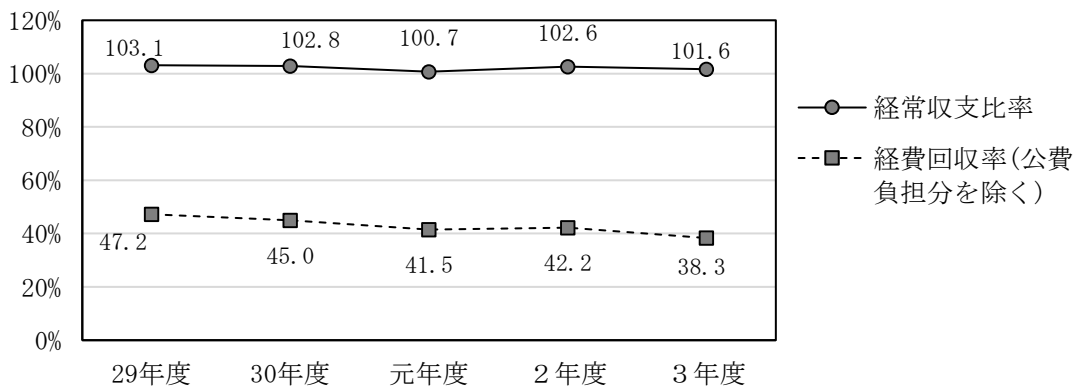
経営指標の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 経常収支比率	103.1	102.8	100.7	102.6	101.6
2 経費回収率(公費負担分を除く)	47.2	45.0	41.5	42.2	38.3
3 有形固定資産減価償却率	28.6	31.2	33.8	36.3	37.8

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

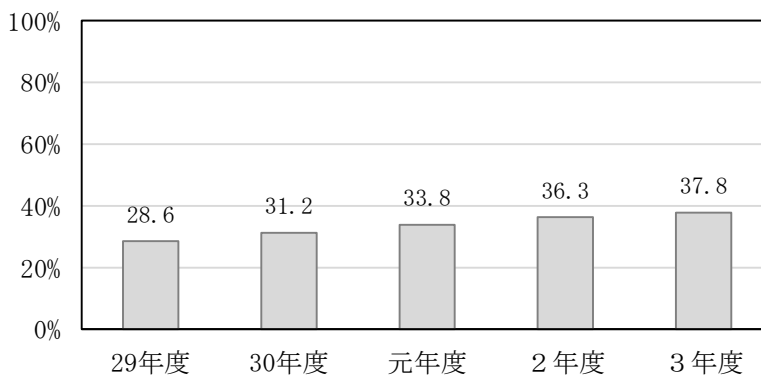
2 (施設使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く))×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 92号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	令和年月日 3. 5. 11	令和年月日 3. 5. 11
第 97号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	3. 6. 3	3. 6. 29
第137号	令和 2 年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	3. 9. 2	3. 9. 29
第140号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	3. 11. 29	3. 11. 29
第141号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	3. 11. 29	3. 11. 29
第166号	令和 3 年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）の件	3. 11. 29	3. 12. 22
第 19号	令和 4 年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	4. 2. 14	4. 3. 22
第 33号	令和 3 年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）の件	4. 2. 14	4. 3. 7
第 45号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	4. 2. 14	4. 3. 22
第 46号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	4. 2. 14	4. 3. 22

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和年月日 3. 7. 14	秋 田 県 知 事	令和 3 年度起債同意申請	令和年月日 同意 3. 8. 30

(5) 職員に関する事項

事務職員 主 事	技術職員 技 師	計
1 人	3 人	4 人 (うち資本勘定支弁職員 2 人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

(イ) 処理区域のうち豊岩石田坂、豊岩豊巻および豊岩小山を下水道事業会計に編入した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

該当事項なし

(2) 改良工事の概況

- (イ) 雄和女米木字白川地内排水施設移設工事 一式
 (ロ) 上新城No.12汚水ポンプ施設ほかポンプ交換工事 一式

(3) 保存工事の概況

- (イ) 管 渠 修 繕 20 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	2,357 戸	219 戸	2,576 戸
処 理 区 域 内 人 口	7,014 人	647 人	7,661 人
年 間 総 処 理 水 量	824,166 m ³	51,054 m ³	875,220 m ³
一 日 平 均 処 理 水 量	2,258 m ³	140 m ³	2,398 m ³
有 収 水 量	656,256 m ³	51,054 m ³	707,310 m ³
有 収 率	79.6 %	100.0 %	80.8 %
管 渠 布 設 総 延 長	149,326 m	—	149,326 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収 入 比 率
	円	円	円	%
営 業 収 益	117,493,506	98,976,829	18,516,677	84.2
	(129,139,722)	(108,762,369)	(20,377,353)	(84.2)
営 業 外 収 益	556,057,536	556,057,536	0	100.0
	(556,057,457)	(556,057,457)	0	(100.0)
特 別 利 益	10,113,631	10,113,631	0	100.0
	(10,113,631)	(10,113,631)	0	(100.0)
合 計	683,664,673	665,147,996	18,516,677	97.3
	(695,310,810)	(674,933,457)	(20,377,353)	(97.1)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	604,179,878
	(622,795,438)
営 業 外 費 用	58,713,073
	(50,182,270)
特 別 損 失	138,480
	(138,480)
合 計	663,031,431
	(673,116,188)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 2,596,952,742円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	924,000 ^円		^円	支払利息、企業 債償還金	924,000 ^円
他会計補助金	352,978,000	委託料等	137,829,690	減価償却費	156,682,510
				企業債償還金	571,000
				給料、手当等	13,522,800
				支払利息	44,372,000
雑収益	151,653	修繕費等	150,396	給料、手当等	1,257
基金繰入金	1,662,000			支払利息	1,662,000
補助金	1,300,000	工事請負費	1,300,000		
負担金	7,290,440	工事請負費	7,290,440		
合計	364,306,093		146,570,526		217,735,567

Ⅱ 令和4年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	44,354,122	23,349,846	52.6
地 方 譲 与 税	1,091,858	331,020	30.3
利 子 割 交 付 金	21,034	8,656	41.2
配 当 割 交 付 金	86,226	21,729	25.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	-	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	702,480	360,882	51.4
地 方 消 費 税 交 付 金	8,908,930	4,365,975	49.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,470	17,439	33.2
環 境 性 能 割 交 付 金	64,606	18,604	28.8
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,042	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	462,939	337,452	72.9
地 方 交 付 税	21,155,000	14,634,682	69.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	31,791	50.5
分 担 金 及 び 負 担 金	471,339	116,374	24.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,316,936	1,035,241	44.7
国 庫 支 出 金	32,161,445	7,212,181	22.4
県 支 出 金	10,726,541	1,699,252	15.8
財 産 収 入	380,217	293,870	77.3
寄 附 金	802,895	88,171	11.0
繰 入 金	3,687,572	-	0.0
繰 越 金	2,097,914	2,097,914	100.0
諸 収 入	8,323,983	378,964	4.6
市 債	15,837,800	-	0.0
合 計	153,825,033	56,400,043	36.7

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議 会 費	664,361	364,536	54.9
総 務 費	14,969,063	5,738,868	38.3
民 生 費	56,667,245	20,653,937	36.4
衛 生 費	15,310,212	4,970,323	32.5
労 働 費	753,741	391,716	52.0
農 林 水 産 業 費	3,685,017	1,089,533	29.6
商 工 費	10,061,162	7,854,641	78.1
土 木 費	18,657,850	6,008,382	32.2
消 防 費	4,484,728	1,716,297	38.3
教 育 費	14,991,057	4,957,811	33.1
災 害 復 旧 費	328,258	50,457	15.4
公 債 費	13,109,929	6,421,484	49.0
諸 支 出 金	1	-	0.0
予 備 費	142,409	-	0.0
合 計	153,825,033	60,217,985	39.1

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土地区画整理会計	2,740,606	317,706	11.6
市有林会計	249,924	33,054	13.2
市営墓地会計	61,678	63,981	103.7
中央卸売市場会計	78,314	12,922	16.5
公設地方卸売市場会計	408,809	132,257	32.4
大森山動物園会計	552,404	89,313	16.2
廃棄物発電会計	179,183	149,696	83.5
病院事業債管理会計	14,403,045	3,443,384	23.9
学校給食費会計	1,370,852	384,272	28.0
国民健康保険事業会計	30,556,491	13,470,139	44.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,299	70,485	123.0
介護保険事業会計	31,586,004	14,454,433	45.8
後期高齢者医療事業会計	4,235,351	1,438,596	34.0
合 計	86,479,960	34,060,238	39.4

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土地区画整理会計	2,740,606	812,390	29.6
市有林会計	249,924	155,831	62.4
市営墓地会計	61,678	21,224	34.4
中央卸売市場会計	78,314	44,153	56.4
公設地方卸売市場会計	408,809	202,252	49.5
大森山動物園会計	552,404	220,772	40.0
廃棄物発電会計	179,183	11,155	6.2
病院事業債管理会計	14,403,045	3,443,384	23.9
学校給食費会計	1,370,852	681,027	49.7
国民健康保険事業会計	30,556,491	11,562,364	37.8
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,299	18,180	31.7
介護保険事業会計	31,586,004	12,927,299	40.9
後期高齢者医療事業会計	4,235,351	1,251,320	29.5
合 計	86,479,960	31,351,351	36.3

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金現在の高

令和4年9月30日現在、一時借入金の現在高 0 円

3 公営企業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,848,247,000	3,361,117,197	42.8
営業収益	7,164,404,000	3,331,080,493	46.5
営業外収益	683,841,000	29,767,204	4.4
特別利益	2,000	269,500	殆増

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	7,164,936,000	1,405,814,677	19.6
営業費用	6,804,728,000	1,267,850,636	18.6
営業外費用	355,308,000	137,290,435	38.6
特別損失	3,100,000	673,606	21.7
予備費	1,800,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	2,526,810,000	247,914,500	9.8
企業債	1,839,500,000	-	0.0
出資金	75,234,000	75,234,000	100.0
補助金	38,666,000	38,700,000	100.1
固定資産売却代金	1,000	302,500	殆増
負担金及び寄附金	573,409,000	133,678,000	23.3

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	6,453,060,430	1,500,797,074	23.3
建設改良費	4,950,766,430	752,507,241	15.2
企業債償還金	1,502,294,000	748,289,833	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和4年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
60,217,344,989	有 形 固 定 資 産	
1,804,603,417	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
12,728,841,309	現 金 ・ 預 金	
627,007,155	未 収 金	
55,913,926	貯 蔵 品	
558,462,500	前 払 金	
147,694,344	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	21,143,007,597
	長 期 リ ー ス 債 務	42,255,738
	引 当 金	1,833,984,685
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	754,527,497
	短 期 リ ー ス 債 務	5,860,169
	未 払 金	16,088,153
	預 り 金	201,432,063
	そ の 他 流 動 負 債	311,870,761
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	18,577,445,403
4,479,493,767	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	23,763,047,110
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	4,559,410,086
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	3,030,510,469
	営 業 外 収 益	29,703,467
	特 別 利 益	245,000
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
1,185,810,651	営 業 費 用	
137,290,435	営 業 外 費 用	
618,653	特 別 損 失	
81,947,881,146	合 計	81,947,881,146

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	10,789,338,000	6,128,379,893	56.8
営業収益	7,488,872,000	4,752,988,003	63.5
営業外収益	3,300,464,000	1,253,718,917	38.0
特別利益	2,000	121,672,973	殆増

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	10,235,730,000	1,180,086,704	11.5
営業費用	9,408,058,000	850,178,653	9.0
営業外費用	823,621,000	329,551,643	40.0
特別損失	1,501,000	356,408	23.7
予備費	2,550,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	8,069,638,000	2,626,256,560	32.5
企業債	5,235,900,000	-	0.0
出資金	854,832,000	854,832,000	100.0
補助金	1,801,820,000	1,728,502,207	95.9
負担金	177,085,000	42,889,353	24.2
固定資産売却代金	1,000	33,000	殆増

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	12,308,743,000	3,940,240,577	32.0
建設改良費	6,888,250,000	1,235,760,662	17.9
企業債償還金	5,420,493,000	2,704,479,915	49.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和4年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
155,035,971,421	有 形 固 定 資 産	
9,297,559,541	無 形 固 定 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,113,957,469	現 金 ・ 預 金	
3,425,872,571	未 収 金	
392,670,740	前 払 金	
168,730,522	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	56,771,717,171
	引 当 金	1,629,869,157
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	2,716,011,167
	未 払 金	19,630,991
	そ の 他 流 動 負 債	243,781,622
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	72,943,051,531
15,756,902,011	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	43,944,810,482
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,772,749,011
	利 益 剰 余 金	378,873,281
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	4,511,658,023
	営 業 外 収 益	1,253,678,838
	特 別 利 益	121,248,605
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
785,538,528	営 業 費 用	
329,551,643	営 業 外 費 用	
325,433	特 別 損 失	
189,307,079,879	合 計	189,307,079,879

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業収益	621,193,000	390,205,809	62.8
営業収益	101,279,000	51,282,563	50.6
営業外収益	519,913,000	336,132,688	64.7
特別利益	1,000	2,790,558	殆増
個別排水処理事業収益	34,782,000	29,183,449	83.9
営業収益	8,361,000	4,247,449	50.8
営業外収益	26,419,000	24,936,000	94.4
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業費用	618,468,000	101,742,367	16.5
営業費用	578,677,000	83,006,829	14.3
営業外費用	39,241,000	18,735,538	47.7
特別損失	50,000	-	0.0
予備費	500,000	-	0.0
個別排水処理事業費用	35,611,000	4,771,466	13.4
営業費用	33,824,000	3,937,577	11.6
営業外費用	1,685,000	833,889	49.5
特別損失	2,000	-	0.0
予備費	100,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
農業集落排水事業資本的収入	190,200,000	135,461,000	71.2
企業債	27,200,000	-	0.0
出資金	122,761,000	122,761,000	100.0
補助金	12,700,000	12,700,000	100.0
負担金	26,000,000	-	0.0
基金繰入金	1,539,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	20,512,000	12,072,400	58.9
企業債	7,100,000	-	0.0
出資金	10,777,000	10,777,000	100.0
補助金	1,974,000	1,119,000	56.7
負担金	661,000	176,400	26.7

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
農業集落排水事業資本的支出	388,692,000	139,191,063	35.8
建設改良費	112,431,000	1,727,144	1.5
企業債償還金	276,260,000	137,463,919	49.8
投資	1,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的支出	28,532,000	10,258,716	36.0
建設改良費	19,478,000	5,744,871	29.5
企業債償還金	9,054,000	4,513,845	49.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和4年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
8,594,793,664	有 形 固 定 資 産	
3,456,000	無 形 固 定 資 産	
8,076,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
738,633,996	現 金 ・ 預 金	
210,660,630	未 収 金	
11,990,000	前 払 金	
7,592,782	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	2,234,399,733
	引 当 金	32,112,055
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	143,334,461
	未 払 金	517,216
	そ の 他 流 動 負 債	5,349,599
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	5,334,352,397
1,620,004,173	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,902,698,844
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	206,558,151
	利 益 剰 余 金	20,633,242
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	46,691,243
	営 業 外 収 益	336,132,688
	特 別 利 益	2,790,558
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
75,983,427	営 業 費 用	
18,735,538	営 業 外 費 用	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	3,861,710
	営 業 外 収 益	24,936,000
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
3,607,798	営 業 費 用	
833,889	営 業 外 費 用	
11,294,367,897	合 計	11,294,367,897